| | | |
|---|---|---|
| 関　東 | 労働者代表 | 前野　博 |
| | | 伊藤　正 |
| | 使用者代表 | 村木　吉行 |
| 中　部 | 労働者代表 | 大塩　弘之 |
| | | 野田　穂積 |
| | 使用者代表 | 間渕祥二郎 |
| 近　畿 | 労働者代表 | 山脇　和夫 |
| | | 中尾　正樹 |
| | | 高島　克彰 |
| | 使用者代表 | 中道　正 |
| | | 盛田　慎一 |
| 中　国 | 労働者代表 | 曽田　明 |
| | | 宮原　好男 |
| | 使用者代表 | 大橋　勝彦 |
| | | 柳原　光博 |
| 四　国 | 使用者代表 | 島内　馨輔 |
| | | 山地　敏美 |
| 九　州 | 労働者代表 | 岡﨑　和喜 |
| | | 酒井　榮一 |
| | 使用者代表 | 地頭所一見 |

平成24年7月2日

厚生労働大臣　小宮山洋子

記

1　推薦者資格

⑴　労働者を代表する地方調整委員の候補者について

上記の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法第19条の３第２項に規定する特定独立行政法人職員若しくは国有林野事業職員が結成し、若しくは加入する労働組合又は２以上の都道府県にわたって組織を有する労働組合であって、同法第２条及び第５条第２項の規定に適合するものであること。

⑵　使用者を代表する地方調整委員の候補者について

上記の候補者を推薦する資格を有するものは、２以上の都道府県にわたって組織を有する使用者団体、特定独立行政法人又は国有林野事業を行う国の経営する企業であること。

2　被推薦者資格　国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条に規定する欠格条項に該当しない者であること。

3　推薦手続　推薦に当たっては、別記様式１又は２による推薦書に被推薦者の履歴書及び地方調整委員に就任することについての内諾書を添付すること。

なお、労働組合にあっては、当該労働組合が、労働組合法第２条及び第５条第２項の規定に適合する旨の中央労働委員会の証明書を併せて添付すること。

4　推薦書類の提出期限　平成24年８月６日

5　推薦書類の提出先　厚生労働省政策統括官付労政担当参事官室　（〒100－8916　東京都千代田区霞が関１－２－２中央合同庁舎第５号館）

**別記様式１**

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

労働組合名（代表者名）　　印

中央労働委員会の労働者を代表する地方調整委員の候補者の推薦について

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の２第４項の規定により準用する同令第20条第１項の規定による中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦の求めに応じ、労働者を代表する地方調整委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

○○区域の労働者を代表する地方調整委員

| 氏　名 | 年齢 | 現　職 | 略歴 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |

**別記様式２**

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

使用者団体名、特定独立行政法人名又は国有林野事業を行う国の経営する企業名

（代表者名）　　印

中央労働委員会の使用者を代表する地方調整委員の候補者の推薦について

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の２第４項の規定により準用する同令第20条第１項の規定による中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦の求めに応じ、使用者を代表する地方調整委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

○○区域の使用者を代表する地方調整委員

| 氏　名 | 年齢 | 現　職 | 略歴 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |

## 国家試験

**平成24年度旅行業務取扱管理者試験の公示**

旅行業法（昭和27年法律第239号）第11条の３第１項の規定による試験を次のとおり行う。

平成24年７月２日

観光庁長官　井手　憲文

1．試験の種類　総合旅行業務取扱管理者試験

2．試験地　北海道、宮城県、東京都、愛知県、兵庫県、広島県、福岡県及び沖縄県

3．試験日　平成24年10月７日（日）

4．試験科目　試験は、次に掲げる科目について、筆記方式により行う。

⑴　旅行業法及びこれに基づく命令

⑵　旅行業約款、運送約款及び宿泊約款

⑶　「国内旅行実務」

ア．本邦内の運送機関及び宿泊施設の利用料金その他の本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金

イ．本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務

⑷　「海外旅行実務」

ア．本邦外の運送機関の利用料金その他の本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金

イ．旅券の申請手続、通関手続、検疫手続、為替管理その他の本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に必要な法令

ウ．本邦及び主要国における出入国に必要な手続に関する実務

エ．主要国の観光

オ．本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に必要な語学

カ．本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務

5．受験手続

⑴　受験願書受付期間及び受付時間　受験願書提出先へ持参する場合の受付期間は、平成24年８月２日（木）から平成24年８月９日(木)まで（８月４日（土）及び８月５日（日）を除く）とし、受付時間は10時から16時までとする（正午から13時の間を除く）。

なお、受験願書提出先へ郵送する場合は、平成24年７月２日（月）から平成24年８月９日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

⑵　受験願書提出先　一般社団法人日本旅行業協会（東京都千代田区霞が関３丁目３番３号　全日通霞が関ビル３階)(郵便番号100－0013)

⑶　受験手数料

ア．試験を受けようとする者は、受験願書を提出する際に受験手数料6,500円を郵便局からの払込み又は銀行振込みにより一般社団法人日本旅行業協会宛納付すること。

なお、受験手数料を払込み又は振込みした際に発給される受験手数料の納付を証明する書類を受験願書に添付すること。

イ．受験手数料を受領した後は、いかなる場合でも返還しない。

⑷　受験票の送付　受験願書が完備し、かつ、受験手数料を納付した者に対し、受験票を送付する。

6．試験の免除

⑴　平成23年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者

ア．平成23年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者は、４に掲げる試験科目のうち、⑷の科目について試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成23年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書の写しを添付すること。